

付 属 資 料

千葉市基本構想

千葉市基本構想（平成11年12月15日市議会議決）

1 策定の趣旨

これまでのわが国は、明治以来、先進欧米諸国へ追いつくことを目標に、世界でも有数の経済大国として発展してきました。国民総生産や所得水準は向上しましたが、一方で、今日、市民が生活面でその豊かさを実感できないという声も多く聞かれます。

また、21世紀の幕開けを目前にした現在、わが国は、成長の時代から成熟の時代へと社会・経済全体として大きな転換期にあり、これまでの行政・財政・金融・経済・教育・社会保障など、広範な分野にわたって抜本的な改革を行おうとする動きも活発化してきています。

特に、近年は長期化する経済の低迷などを背景に、市民の社会に対する先行きの不透明感が増大しており、行政の役割や都市のあり方についても見直しが求められています。

このような状況の中、21世紀は新たな豊かさを求めて、人間そのもののあり方を問い直し、多様な価値観の実現を目指す新たな時代になると考えられます。

今後、少子・高齢化の進展による人口構造の変化、環境との共生、市民・民間との参加と協働、女性の社会参画、地方分権・規制緩和や高度情報化・国際化の進展など、これら多方面にわたる環境変化の大きな流れを見定めながら的確に対応し、時代の要請に基づく新しい価値観により「都市づくり」を進めていく必要があります。

私たちは、市民、民間団体、企業、行政が手を携えて、新しい世紀を生きそして暮らす市民一人ひとりが、生きがいと幸せを感じ、愛着と誇りの持てる「郷土千葉市」を築き、次の世代に引き継いでいくため、ここに「千葉市基本構想」を定め、21世紀を展望した市政運営の指針とします。

2 目的

千葉市民の合意を得て定めるこの「基本構想」は、市政運営の根本をなす基本理念と都市づくりの最も基本的な目標を掲げるものです。

また、この「基本構想」は、今後策定する長期ビジョンと併せて本市の望ましい姿を実現していくために必要な施策を、総合的・計画的に推進するための礎となります。

3 21世紀における市政の基本理念

人間尊重・市民生活優先

都市は、人々が「住み」、「働き」、「学び」、「憩い」、「遊び」、そして「文化を創造する」人間活動の場であり、自然と文化との調和の中に形づくられています。

都市の発展は、市民生活の向上と共にあり、都市を愛する市民によって支えられています。

また、都市は、自然的・歴史的諸条件等を背景に、他都市との関わりのなかで成り立つ空間であり、開かれた交流のもとで、より高次に成長発展していきます。

私たち千葉市民が求める都市は、「人間主体の都市」であり、世界との協調・融和のもとに人々が交流し、地域の歴史と伝統を土壌としたコミュニティのなかに新たな文化が生まれる都市です。

それは、人々が住み、集う魅力を備えた都市であり、安全で、かつ豊かでいきいきと活動できる、人間性を

最も重視した「人に優しい都市」です。

そして、交流を通して世界の発展に貢献し、生きがいと幸せを感じ得る都市です。

私たちは、この豊かな郷土を良好な姿で次代に引き継ぐ使命と責任があります。

このため、千葉市の都市づくりにあたっては、「人間尊重・市民生活優先」を基本理念として、世界の発展に貢献し、次代に誇れる「ちば」を築いていきます。

4 基本目標

人とまち いきいきと幸せに輝く都市

21世紀のわが国は、世界でも類のない速度で高齢化が進み、効率性や合理性の追求による成長を前提とした社会から、人間性や精神性、ゆとりを一層重視する成熟社会への変革が予見されています。

一方、世界に目を向ければグローバル化の進展が著しく、特に経済は、市場経済として一体化する中で、これまでの「規制と保護」という日本的な経済システムも変化し、「競争と自己責任」を基調とするシステムへと転換していくでしょう。

国や世界レベルでの転換が進むのと同様に、千葉市においても市民の価値観は、成熟の時代に応じたものへと転換していくものと考えられます。世界に直結する市民生活を支える都市のあり方、長寿時代を自分らしく生きることや身近な地域コミュニティに対する関心の高まり、そして多様化する市民の価値観を互いに認め合い社会全体で共有することの重要性がこれまで以上に重視されてくるでしょう。

このような認識のもと、市民生活のゆとりと活力の向上や様々な地域資源を活かしたまちづくりを進め、多彩な魅力が輝く都市の形成を目指して、千葉市の都市づくりの基本的な目標を「人とまち いきいきと幸せに輝く都市」として掲げます。

5 望ましい都市の姿

基本目標に基づき、市民の視点から望ましい千葉市の姿を描いてみましょう。

(1) 自然を身近に感じるまち・千葉市

首都圏にありながら、四季の彩りを映す緑と水辺に恵まれた千葉市の自然は、後世に引き継ぐべき貴重な財産です。この豊かな自然を維持、涵養し、自然と共にある生活空間を形成することは、心の豊かさやうるおいを求める時代に、一層その重要性が増すでしょう。

都市活動が、地球環境への負荷をこれ以上増大させないように、配慮することも求められています。資源循環型社会の達成にたゆみなく努力するとともに、地球市民として自覚ある都市づくりを進め「自然を身近に感じるまち・千葉市」を実現します。

(2) 健やかに安心して暮らせるまち・千葉市

すべての市民が健やかで充実した生活を過ごし、子どもを生み育て、生きがいに満ちて生活を送ることのできる社会の形成は、いつの時代にあっても変わることのない人々の願いです。

市民一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重されるとともに相互の理解で結ばれた地域社会を形成し、住み慣れた地域や家庭の中で自立し、生きがいを持って「健やかに安心して暮らせるまち・千葉市」を実現します。

(3) 安全で快適なまち・千葉市

都市は人々の生活の場であり、人やもの、情報の交流の場であり、経済活動や文化的な営みが展開され

る舞台です。様々な都市活動が活発に行われ、市民が安心して暮らせるよう、安全で機能性の高い都市を実現することは、まちづくりの基本でもあります。

市民の生活が様々な危険から守られ、行き届いた生活環境に包まれ、高度で多様な都市活動が円滑に行われる都市構造が構築された「安全で快適なまち・千葉市」を実現します。

(4) 豊かな創造力をはぐくむまち・千葉市

市民の主体的な創造活動、社会貢献活動、生涯学習活動は、市民一人ひとりに心の豊かさや充実感をもたらすだけでなく、社会全体の健全な成長の源泉でもあります。

市民が個人の関心や適性、意欲に応じていつでも学び、楽しみ、活動の輪を拡げていくことのできる機会や仕組みを整え、そこから生み出される様々な交流に支えられた「豊かな創造力をはぐくむまち・千葉市」を実現します。

(5) はつらつとした活力のあるまち・千葉市

千葉市の産業集積は県勢の要であり、県都として、業務核都市として市域を超えた広範な圏域の人々の生活を支えています。また、国の内外から人、もの、情報が集まり、賑わいが生まれることも大都市の魅力の一つです。

多彩で活発な産業活動が展開され、人々が生きがいをもって働くことのできる「はつらつとした活力のあるまち・千葉市」を実現します。

(6) 共に築いていくまち・千葉市

都市は、先人達の生活や産業活動を始めとする諸活動の蓄積として形づくられ、さらに将来にわたって築きあげていくものです。

このように、創造の主役は都市で生活し、活動するすべての市民、民間団体、企業であることをはっきりと認識し、行政と共に参加と協働により新しい時代の都市づくりを進め、「共に築いていくまち・千葉市」を実現します。

6 土地利用の考え方

土地は、将来にわたる有限の資源であり、市民生活や各種の都市活動の基盤でもあります。

同時に、土地利用には、宅地、商業・業務地などの都市的な利用から、農地や森林などの自然的な利用への転換は難しいという面ももっています。

このため、内陸部に残された森林・農地などの緑、東京湾に面する長い水際線、文化的遺産及びこれまで整備されてきた都市基盤など、様々な資産を活かしながら、千葉市民共有の財産として、公共の福祉を優先させ、安全性、快適性、機能性の向上を基本に、自然と調和した多様性のある土地利用を進めます。

資料編

資料編

(幹事会)

第4条 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者をもって組織する。

2 幹事会に幹事長を置き、総合政策部長の職にある者をもってこれに充てる。

3 幹事長は、幹事会の会議を主宰する。

4 幹事長に事故あるときは、あらかじめ幹事長が指名する者がその職務を代理する。

5 幹事会は、本部長から付託された事項を調査研究し、その成果を本部長に報告する。

(検討部会の設置)

第5条 幹事長が必要と認めたときは、検討部会を置くことができる。

2 部会名、部会長、副部会長及び部会員は幹事長が指名する。

3 部会長は、必要に応じて部会を招集し、その議長となる。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 検討部会は、幹事長から付託された個別の事項を調査研究し、その成果を幹事会へ報告する。

(資料の提出等)

第6条 本部長、幹事長及び部会長は、それぞれの会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、または必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定本部の庶務は、総合政策局総合政策部政策企画課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年3月19日から施行する。

この要綱は、令和2年1月31日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1

策定本部

市長	建設局長
副市長	中央区長
病院事業管理者	花見川区長
教育長	稲毛区長
総務局長	若葉区長
危機管理監	緑区長
総合政策局長	美浜区長
財政局長	消防局長
市民局長	水道局長
保健福祉局長	会計管理者
保健医療統括監	議会事務局長
こども未来局長	総務局次長
環境局長	市長公室長
経済農政局長	総合政策部長
都市局長	

別表第2

幹事会

総合政策部長	花見川区地域振興課長
総務課長	稲毛区地域振興課長
資金課長	若葉区地域振興課長
財政課長	緑区地域振興課長
市民総務課長	美浜区地域振興課長
保健福祉総務課長	消防局総務課長
こども企画課長	水道総務課長
環境総務課長	病院局経営企画課長
経済企画課長	教育委員会事務局企画課長
都市総務課長	議会事務局総務課長
建設総務課長	政策企画課長
中央区地域振興課長	

策定経過

千葉市基本計画の策定経過

年	月	市民参加等	千葉市新基本計画審議会	市議会	庁内
平成30年 (2018年)	9月	千葉市まちづくりアンケート (9/30～10/29)			
令和元年 (2019年)	3月				策定方針決定 (3/19)
	5月				未来検討プロジェクトチーム (5/31～2/13、計9回)
	6月	千葉大学カレッジリンク (6/22～7/20、計5回)			
	8月	ワールドカフェ「千葉市100人未来会議」 (8/4)			
	10月	有識者インタビュー (10/30～3/2、計10回)			
	12月	団体等提言募集 (12/2～1/31)			
令和2年 (2020年)	1月	千葉市まちづくり未来研究所 (1/18～R3.6/12、計10回) 有識者ワールドカフェ (1/27)			
	5月				第1回策定本部会議 (5/26)
	7月	こども・若者の力 ワークショップ (7/5～12/18、計8回)		総務委員会 (7/6)	
	9月	第1回千葉市制100周年記念フォトコンテ スト (9/23～1/31)			
	11月	まくはリンピック (11/20～1/22)			第2回策定本部会議 (11/17)
	12月			総務委員会 (12/2)	
令和3年 (2021年)	4月				第3回策定本部会議 (5/12)
	5月			総務委員会 (5/20)	
	6月	第2回千葉市制100周年記念フォトコンテ スト (6/1～8/31) 素案に対する市民意見募集 (6/15～7/15) まちづくりシンポジウム (6/20) 絵画コンクール (6/24～9/10)			
	7月	区民と区長の意見交換会 (7/8～7/20、計6回) 市立高校ワークショップ (7/9・7/13、計2回)			
	8月				第4回策定本部会議 (8/25)
	9月	第3回千葉市制100周年記念フォトコンテ スト (9/1～1/31)		大都市制度・基本計画・市制100 周年調査特別委員会 (9/13)	
	10月		第1回審議会 (千葉市基本計画 (原案) 諮問) (10/14) 第2回審議会 (10/28)		
	11月		第3回審議会 (11/10) 第1回第1部会 (11/17) 第1回第2部会 (11/18)		
	12月		第2回第1部会 (12/21) 第2回第2部会 (12/23)		
			第3回第1部会 (1/17) 第3回第2部会 (1/20)		
令和4年 (2022年)	2月		第4回審議会 (2/15)		
	3月		答申 (3/2)		
	4月			大都市制度・基本計画・市制100 周年調査特別委員会 (4/14)	第5回策定本部会議 (4/27)
	5月	パブリックコメント手続 (5/16～6/15)			
	7月		大都市制度・基本計画調査特別 委員会 (7/8)		第6回策定本部会議 (7/27)
	9月		議案提出 (第3回定例会) (9/8) 大都市制度・基本計画調査特別 委員会可決 (9/13) 本会議可決 (9/21)		

市民参加

多様な主体による計画づくりを行うため、市民をはじめ多くの方々に、様々なかたちで計画の策定にご参加いただきました。

1 千葉市まちづくりアンケート

(1) 概要

無作為抽出の市民1万人に対し、生活環境に対する満足度や日常生活を送るうえでの行動、まちづくりについての意識などに関するアンケート調査を行いました。

(2) 実施状況

ア 調査対象 千葉市に居住する15歳以上の市民

イ 調査期間 平成30年（2018年）9月30日～10月29日

ウ 回答状況

配布数（A）	回答数（B）	回収率（B）／（A）
10,000人	3,398人	34.0%

2 千葉大学カレッジリンク

(1) 概要

「“ちば”共創都市圏」における連携強化など、地方創生の取組みについて提言をいただくため、千葉大学在学学生及び市内在住・在勤・在学者によるグループワークを開催しました。

(2) 開催状況

ア 参加人数 19人（千葉大学生11人、社会人8人）

イ 開催日程

令和元年（2019年）6月から7月にかけて以下の日程で開催しました。

回	開催日	内 容
第1回	6月22日	- ワークショップ “ちば（都市圏・地方圏）”の強み・弱み
第2回	6月29日	① “ちば”の新しい価値観・暮らしスタイルをつくる - ワークショップ “ちば”の価値観・ライフスタイルの提案
第3回	7月 6日	① “ちば”の新しい価値観・暮らしスタイルをつくる - ワークショップ - 提案内容を実現する方法提案
第4回	7月13日	② “ちば”の新しい働き方（しごと）スタイルをつくる - ワークショップ “ちば”のしごと・働き方の提案
第5回	7月20日	② “ちば”の新しい働き方（しごと）スタイルをつくる - ワークショップ - 提案内容を実現する方法提案

3 ワールドカフェ「千葉市100人未来会議」

(1) 概要

新しい基本計画の策定に向けた市民参加のキックオフイベントとして、自由な雰囲気の中で「千葉市の未来」について対話する、ワールドカフェ形式のワークショップを開催しました。

(2) 開催状況

開催日：令和元年（2019年）8月4日

参加人数：102名



4 有識者インタビュー

(1) 概要

多様な分野で活躍されている有識者の方々から、まちづくりについて長期的な視点からご意見を伺いました。

(2) 実施状況

令和元年（2019年）10月から、次の方々にインタビューを行いました。

氏名（敬称略）	役職等（当時）
伊藤 昌毅	東京大学生産技術研究所特任講師
大泉 敏郎	株式会社トラベルジップ代表取締役
小野 淳	株式会社農天気代表取締役
北野 宏明	株式会社ソニーコンピュータサイエンス研究所代表取締役社長・所長
小出 宗昭	富士市産業支援センターf-Bizセンター長
下河原 忠道	株式会社シルバーウッド代表取締役
為末 大	株式会社DeportarePartners代表取締役
田村 太郎	一般財団法人ダイバーシティ研究所代表理事
中室 牧子	慶應義塾大学総合政策学部教授
林 曉甫	特定非営利活動法人インビジブル理事長

5 団体等提言募集

(1) 概要

日頃から本市のまちづくりに携わっていただいている団体等の皆様から、将来のまちづくりに向けた提言を募集しました。

(2) 実施状況

ア 募集期間 令和元年（2019年）12月2日～令和2年（2020年）1月31日

イ 提言提出団体数 87人・団体

6 千葉市まちづくり未来研究所

(1) 概要

将来のまちづくりへの提言を得るため、無作為に抽出した市民及び公募市民の方から構成される、グループワーク中心の自主運営を基本とした研究活動を行いました。

(2) 活動状況

ア グループ構成

参加者が5つのチームに分かれ、市の特性を踏まえた未来のありたい姿やその実現に向けて今後10年間で市民・市が行うべき取組みの方向性について議論し、提言をとりまとめました。

○チームテクノロジー ○魅力発信チーム ○教育・子育てチーム

○チーム共生 ○気軽に集える場所づくりチーム

イ 参加人数 49人

内訳：公募市民23人、無作為抽出による市民26人

ウ 活動日程

令和2年（2020年）1月から令和3年（2021年）6月にかけて以下の日程で活動しました。

回	開催日	内 容	参加人数
第1回	1月18日	●キックオフミーティング ●市長より委嘱状交付 ●オリエンテーション	44人
第2回	2月24日	●研究テーマ検討	32人
オンライン活動への移行準備（3月～9月）			
第3回	10月3日	● <u>テーマ</u> 「未来の暮らしのデザインを考える」 ●チームが目指す「ありたい姿」の明確化	26人
第4回	11月7日	● <u>テーマ</u> 「問題は何かを考える」 ●ありたい姿の実現に向けた現状把握と問題点の整理	30人
第5回	12月6日	● <u>テーマ</u> 「未来のデザインに向けて提言したい事業を考える」 ●問題点を踏まえ、必要な取組みを検討	26人
第6回	1月9日	●中間報告会のリハーサル	31人
第7回	2月6日	●中間報告会 ●市に対し研究成果を中間報告 ●市関係課との意見交換	31人
第8回	3月6日	● <u>テーマ</u> 「提言のブラッシュアップ」 ●取組みの具体性強化など提言のブラッシュアップ	31人
第9回	5月15日	●最終提言報告会のリハーサル	27人
第10回	6月12日	●最終提言報告会 ●研究成果を市長に対し発表	30人

7 有識者ワールドカフェ

(1) 概要

企業・大学・地域活動団体など多様な分野において豊富な知識と経験を有し、公私ともに千葉市に長く関与している有識者の方々から、千葉市の特性や未来への期待についてご意見を伺いました。

(2) 開催状況

ア 開催日 令和2年（2020年）1月27日

イ 参加人数 28人

8 こども・若者の力 ワークショップ

(1) 概要

小・中学生から、10年後に目指したい市の姿や、それに向けて自分たちでどのような取組みができるかについて提言をいただくため、「未来の千葉市」をテーマにワークショップを開催しました。

(2) 開催状況

令和2年（2020年）7月から12月にかけて以下の日程で開催しました。

回	開催日	内 容	参加人数
第1回	7月5日	●グループワーク ●千葉市は何でできている？	17人
第2回	7月19日	●グループワーク ●「10年後の千葉市について考えよう」	15人
第3回	8月20日	●グループワーク ●市所管課とのヒアリング・意見交換 (防災・環境・交通・公園・障害者・観光)	16人
第4回	8月30日	●グループワーク ●10年後に実現したい千葉市の姿の検討	17人
第5回	9月13日	●グループワーク ●「CB（ちば）DGs2020」の決定 ●「未来のちば市政だより」の作成	15人
第6回	9月27日	●グループワーク ●「未来のちば市政だより」の作成	17人
第7回	10月18日	●グループワーク ●「未来のちば市政だより」の作成	15人
第8回	12月18日	●市長対話会 ●「未来の千葉市」について発表	13人



9 フォトコンテスト

(1) 概要

市制100周年の周知とともに、市民が本市のあゆみを振り返り、本市の未来について考える機会とするため、各回ごとにテーマを定め、そのテーマに沿った写真を募集しました。

(2) 開催状況

令和2年（2020）9月から令和4年（2022年）1月にかけて、計3回募集しました。

	第1回	第2回	第3回
テーマ	「百の歴史」「千の未来」 「千葉市と私の100年」	100年後に残したい千葉市	わたしの"みち"
応募数	約1,000点	約3,900点	約1,500点

10 まくはリンピック

(1) 概要

未来のまちづくりに向けた提言をいただくため、幕張新都心の民間企業・本市の若手職員によるワークショップを開催しました。

(2) 開催状況

ア 開催日 令和2年（2020年）11月20日～令和3年（2021年）1月22日
イ 参加人数 32名

11 素案に対する市民意見募集

(1) 概要

基本計画（素案）について、市民意見募集を行いました。

(2) 実施状況

ア 募集期間 令和3年（2021年）6月15日～7月15日
イ 意見数 203件（32人・団体）

12 まちづくりシンポジウム

(1) 概要

「未来のちばライフを語ろう！～バーチャル会場で語る千葉市のミライ～」をテーマに、未来へつなげる新しい形のシンポジウムとして仮想空間内で開催しました。

(2) 開催状況

ア 名称 ちばミライへの扉 Open the Door to the Future

イ 開催日 令和3年（2021年）6月20日

ウ 出演者（敬称略） ※役職等は開催時のもの

秋田 典子（千葉大学大学院園芸学研究院教授）…パネリスト

北野 宏明（株式会社ソニーコンピュータサイエンス研究所代表取締役社長）…パネリスト

小脇 美里（MOTHERS編集部編集長）…パネリスト

神谷 俊一（千葉市長）…パネリスト

タケト（芸人）…モデレーター

エ 視聴人数 延べ1,718人



13 絵画コンクール

(1) 概要

子どもたちに千葉市の未来について考えてもらうため、千葉市内在住、または千葉市内の学校に通っている小・中学生を対象に絵画コンクールを開催しました。

(2) 開催状況

ア テーマ わたしが住みたい未来の千葉市

イ 募集期間 令和3年（2021年）6月24日～9月10日

ウ 応募点数 2,377点

14 区民と区長の意見交換会

(1) 概要

区の将来像を共有し、区民の多様な意見を計画に反映するため、地域のまちづくりに関係する団体等を中心とした方々と区長との意見交換会を開催しました。

(2) 開催状況

令和3年（2021年）7月に以下の日程で開催しました。

区分	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区
開催日	7月11日	7月10日	7月20日	7月8日	7月17日	7月9日
参加人数	14人	13人	17人	16人	24人	15人
意見数	26件	10件	7件	10件	8件	12件

15 市立高校ワークショップ

(1) 概要

基本計画に高校生のアイデアを活かすため、市立高校の一部クラスを対象に実施しました。

(2) 実施状況

区分	開催日	参加人数	意見数
市立千葉高校	令和3年（2021年）7月 9日	40人	27件
市立稲毛高校	令和3年（2021年）7月13日	80人	19件

16 パブリックコメント手続

(1) 概要

基本計画（案）について、パブリックコメント手続を実施しました。

(2) 実施状況

ア 募集期間 令和4年（2022年）5月16日～6月15日

イ 意見数 115件（15人・団体）

ウ 意見の状況

区分	件数
計画全般に関すること	6件
第1章 はじめに	1件
第2章 千葉市の概況	1件
第3章 現在の千葉市を取り巻く状況と2040年を展望した重要な社会変化	7件
第4章 まちづくりの基本方針	26件
第5章 計画の推進にあたって	5件
第6章 まちづくりの総合8分野	69件
合 計	115件

エ 意見を反映した件数 34件

千葉市新基本計画審議会

千葉市基本計画（原案）についてご審議いただくため、学識経験者、市民及び関係団体など40人で構成する千葉市新基本計画審議会を設置し、全10回にわたるご審議により、答申をいただきました。

1 設置根拠

千葉市新基本計画審議会設置条例（5（1）参照）

2 構成

- (1) 委員数 40人
- (2) 会長 轟 朝幸
- (3) 副会長 長岡 正明
- (4) 部会について

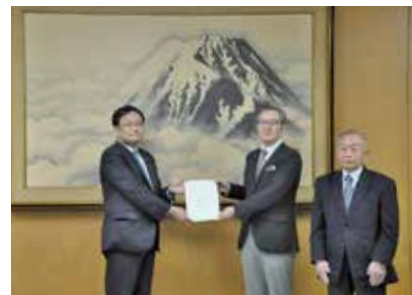
短期間に深度ある審議を進めるため、まちづくりの総合8分野を審議する以下の2つの部会を設置しました。

部会名	所掌分野	委員数
第1部会	環境・自然、安全・安心、都市・交通、地域経済	18人
第2部会	健康・福祉、子ども・教育、地域社会、文化・スポーツ	22人

3 審議経過

日程	審議内容
令和3年（2021年） 10月14日	● 第1回審議会 ● 会長及び副会長の選任について ● 千葉市基本計画（原案）の諮問について ● 部会の設置及び部会委員の選任について ● 基本計画（原案）総論について
10月28日	● 第2回審議会 ● 基本計画（原案）総論について
11月10日	● 第3回審議会 ● 基本計画（原案）総論について ● 中間取りまとめについて
11月17日	● 第1回第1部会 ● 副部会長の選任について ● 基本計画（原案）まちづくりの総合8分野（環境・自然、安全・安心、都市・交通、地域経済）について

日程	審議内容
令和3年（2021年） 11月18日	●第1回第2部会 ●副部会長の選任について ●基本計画（原案）まちづくりの総合8分野（健康・福祉、子ども・教育、地域社会、文化・スポーツ）について
12月21日	●第2回第1部会 ●基本計画（原案）まちづくりの総合8分野（環境・自然、安全・安心、都市・交通、地域経済）について
12月23日	●第2回第2部会 ●基本計画（原案）まちづくりの総合8分野（健康・福祉、子ども・教育、地域社会、文化・スポーツ）について
令和4年（2022年） 1月17日	●第3回第1部会 ●基本計画（原案）まちづくりの総合8分野（環境・自然、安全・安心、都市・交通、地域経済）について ●第1部会答申（案）について
1月20日	●第3回第2部会 ●基本計画（原案）まちづくりの総合8分野（健康・福祉、子ども・教育、地域社会、文化・スポーツ）について ●第2部会答申（案）について
2月15日	●第4回審議会 ●千葉市新基本計画審議会答申（案）について
3月 2日	●千葉市長に対し答申



4 委員名簿（50音順、敬称略）

氏名	役職等（当時）	所属部会
秋田 典子	千葉大学大学院園芸学研究院教授	第1部会
秋元 裕子	公益社団法人千葉市観光協会理事	第1部会
浅野 幸子	早稲田大学地域社会と危機管理研究所招聘研究員	第1部会
石河 勲	日本労働組合総連合会千葉県連合会 中央地域協議会議長	第1部会
市田 誠	株式会社アイ・メデックス代表取締役社長	第1部会
市橋 民子	一般社団法人千葉市薬剤師会理事	第2部会
岩崎 久美子	放送大学教養学部教授	第2部会（部会長）
梅澤 孝之	株式会社ZOZO フレンドシップマネージメント部ディレクター	第2部会
江波戸 正子	千葉市PTA連絡協議会副会長	第2部会
大森 康雄	公益社団法人千葉市民間保育園協議会副会長	第2部会
小川 順子	公益社団法人千葉市幼稚園協会副会長	第2部会

氏 名	役 職 等 (当 時)	所属部会
柿沼 靖	公益財団法人千葉市国際交流協会事務局長補佐	第2部会
加藤 康幸	千葉みらい農業協同組合常務理事	第1部会
鐺木 憲子	千葉市民生委員児童委員協議会副会長	第2部会
菊地 端夫	明治大学経営学部教授	第2部会
倉阪 秀史	千葉大学大学院社会科学研究院教授	第1部会
近藤 利砂	一般社団法人千葉県中小企業診断士協会理事	第1部会
斎藤 博明	一般社団法人千葉市医師会会長	第2部会
斉藤 浩司	一般社団法人千葉市歯科医師会会長	第2部会
貞広 斎子	千葉大学教育学部教授	第2部会
島田 利美	千葉県警察千葉市警察部長	第1部会
下河原 忠道	株式会社シルバーク代表取締役	第2部会
鈴木 雅之	千葉大学国際教養学部准教授	第1部会
仙波 慶子	千葉市女性団体連絡会事務局長	第2部会
添田 智恵	千葉ホークス	第2部会
高梨 園子	千葉商工会議所女性会会長	第1部会
高山 功一	一般社団法人千葉市身体障害者連合会会長	第2部会
角田 愛子	公募市民	第2部会
轟 朝幸【会長】	日本大学理工学部教授	第1部会（部会長）
長岡 正明【副会長】	千葉市町内自治会連絡協議会会長	第2部会（副部会長）
中島 陽一	公募市民	第1部会
成田 智子	千葉市手をつなぐ育成会会長	第2部会
林 暁甫	特定非営利活動法人インビジブル理事長	第2部会
細田 美和子	日本放送協会千葉放送局局長	第1部会
松永 哲也	株式会社ちばぎん総合研究所専務取締役	第1部会（副部会長）
森川 博之	東京大学大学院工学系研究科教授	第1部会
若狭 健	公募市民	第2部会
和田 勝紀	一般社団法人千葉市老人クラブ連合会会長	第2部会
渡部 茂樹	一般社団法人千葉県経営者協会専務理事	第1部会
渡邊 真由	公募市民	第1部会

5 根拠規定

(1) 千葉市新基本計画審議会設置条例（平成22年3月23日条例第28号）

（設置）

第1条 本市は、千葉市新基本計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、新基本計画に関する事項について審議し、市長に答申する。

（組織）

第3条 審議会は、委員40人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 関係団体を代表する者

3 委員の任期は、当該委員への任命があった日から所掌事務を終えるまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 会長は、必要に応じて、部会を置くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(千葉市新総合ビジョン審議会設置条例の廃止)

2 千葉市新総合ビジョン審議会設置条例（平成11年千葉市条例第5号）は、廃止する。

(2) 千葉市新基本計画審議会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉市新基本計画審議会設置条例（平成22年条例第28号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、千葉市新基本計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(部会)

第2条 条例第6条の規定により、審議会に次の各号に掲げる部会を置く。

(1) 第1部会

(2) 第2部会

(3) 地方創生部会

(4) 政策評価部会

(5) 公共事業再評価部会

(6) スマートシティ部会

2 前各号の部会の所掌事務は、別表のとおりとする。

3 部会に属する委員は、会長が指名する。

4 地方創生部会は、呼称を千葉市まち・ひと・しごと創生会議とする。

(部会長及び副部会長)

第3条 部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長は、会長が指名する。

3 副部会長は、部会長が指名する。

4 部会長は、部会を代表する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 部会は、部会長が招集する。

2 部会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

（委員の出席）

第5条 審議会又は部会開催の招集を受けた委員は、指定された日時及び場所に参加し、会議に出席するものとする。

2 会議の出席には、会議の開催場所での出席のほか、テレビ会議システム等を利用した会議への出席を含めるものとする。

3 委員は、前項のテレビ会議システム等による会議に出席するときは、事務局にその旨をあらかじめ連絡するものとする。

（報告）

第6条 部会長は部会での審議結果について、すみやかに会長に報告しなければならない。

（関係者の出席等）

第7条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは審議会又は部会に関係者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、総合政策局総合政策部政策企画課において処理する。

附 則

この要綱は、平成27年 7月27日から施行する。

この要綱は、平成28年 6月 8日から施行する。

この要綱は、平成28年10月20日から施行する。

この要綱は、令和 2年 3月 4日から施行する。

この要綱は、令和 2年12月 1日から施行する。

この要綱は、令和 3年 9月 1日から施行する。

別 表

部会名	所掌事務
第1部会	1 千葉市基本計画原案のうち「環境・自然」、「安全・安心」、「都市・交通」、「地域経済」の4分野に係る審議に関すること。 2 前項の審議結果に基づく答申（案）の作成に関すること。
第2部会	1 千葉市基本計画原案のうち「健康・福祉」、「子ども・教育」、「地域社会」、「文化・スポーツ」の4分野に係る審議に関すること。 2 前項の審議結果に基づく答申（案）の作成に関すること。
地方創生部会	1 千葉市まち・ひと・しごと創生推進本部が策定する「人口ビジョン」及び「総合戦略」に係る審議に関すること。 2 前項の審議結果に基づく答申（案）の作成に関すること。
政策評価部会	1 千葉市新基本計画の政策評価に係る審議に関すること。 2 前項の審議結果に基づく答申（案）の作成に関すること。
公共事業再評価部会	1 千葉市が作成した公共事業の再評価についての対応方針（案）に係る審議に関すること。 2 前項の審議結果に基づく答申（案）の作成に関すること。
スマートシティ部会	1 千葉市が策定する「（仮称）千葉市スマートシティ推進ビジョン」に係る審議に関すること。 2 前項の審議結果に基づく答申（案）の作成に関すること。

6 千葉市新基本計画審議会答申

(かがみ文)

令和4年3月2日

千葉市長 神谷俊一様

千葉市新基本計画審議会
会長 轟朝幸

千葉市基本計画（原案）について（答申）

令和3年10月14日に諮問されました、千葉市基本計画（原案）について、慎重に審議した結果、別添のとおり答申します。

(答申本文)

今、我が国は、人口減少・少子高齢化が一層進行する中、地球温暖化による気候変動や風水害等災害の激甚化、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、社会の持続可能性を揺るがしかねない状況が発生しており、またこれらを契機としたライフスタイルの変化など、社会構造の大きな転換期に直面しております。

千葉市においても、社会経済情勢などの急速な変化に対応するとともに、中長期的な未来を見据えながら、市が持つ特性を活かした「千葉市ならではの」まちづくりを推進するための市政運営の方向性を示す、新たな「千葉市基本計画」の策定に向けた取組みを進めております。

このような中、当審議会が、まちづくりの基本方針などを示した総論及び分野別の施策の方向性を示したまちづくりの総合8分野で構成される「千葉市基本計画（原案）」について、市長より諮問を受け、この計画原案の審議を託されましたことは、大変意義深く、その責務を深く認識するところであります。

市においては、計画原案の策定にあたり、市民、団体、企業、大学など多様な主体と行政が、ともに共有できる計画となるよう、ワールドカフェ「千葉市100人未来会議」を皮切りに、有識者インタビュー、まちづくり未来研究所、まちづくりシンポジウムなど、多様な主体との連携による計画づくりに精力的に取り組まれた点については、当審議会としても評価しております。

当審議会は、短期間に深度ある計画原案の審議を進めるため、計画原案のうち、計画の策定趣旨や枠組み、まちづくりの基本方針など総論については全委員が属する当審議会で審議し、まちづくりの総合8分野については、「環境・自然」、「安全・安心」、「都市・交通」、「地域経済」の4分野を審議する「第1部会」、「健康・福祉」、「子ども・教育」、「地域社会」、「文化・スポーツ」の4分野を審議する「第2部会」の2部会を設置して、全10回にわたる審議を行い、計画原案に反映された多方面からの意見・提言の趣旨を尊重しつつ、各委員が専門的見地や市民視点に基づき、また未来に向けたまちづくりを「自分事」として捉えながら、真摯かつ精力的な議論を重ねて参りました。

計画原案では、千葉市ならではの計画とするために「はるか『縄文』の昔から受け継ぐ恵み豊かな自然」など五つの「千葉市の特性」を明らかにするとともに、これらの特性を最大限に活かしながら分野横断的かつ重点的に取り組むべき四つの「未来のまちづくりに向けた戦略的視点」、まちづくりの面的な展開としての「目指すべき都市構造」、「目指すべき区の姿」、そしてこれらを多様な主体の一層の連携により行うための「まちづくりを進める力」などが位置付けられており、分野別の施策展開とあわせ、市が目指すまちづくりの大きな

方向性は、その妥当性を認めるものであります。

しかしながら、具体的な記述については、市民一人ひとりが「自分事」として前向きにまちづくりに参加したくなる記述の工夫をはじめ、多様性とともに市民一人ひとりの個性を大事にする視点、多様な主体との連携の重要性、SDGsの達成や脱炭素社会の実現に向けた分野をこえた取組み、テクノロジーをまちづくりに積極的に活用する視点、持続的な発展に向けて地域経済の活性化を通じた人口の維持・増加に取り組む視点など、多様な意見が数多く出されたところであり、答申は、これらの意見をできる限り反映し、審議会の意見としてとりまとめたものであります。

市におかれましては、以下の意見・要望について十分検討・精査され、原案の修正にあたり反映されるよう要望いたします。

計画全体

- 1 千葉市ならではの計画となるよう、表現や周知について工夫すること。
- 2 平易かつ適切な文章やデータを用い、市民にとって分かりやすい記述とすること。
- 3 多様な主体が楽しみながら、計画の実現に向けてチャレンジできる、ポジティブな印象が持てる計画となるよう留意すること。
- 4 行政だけではなく、多様な主体との連携・協働に関する視点を充実すること。
- 5 総論とまちづくりの総合8分野や、各章、各分野などの繋がりを明確にし、読み手に伝わるよう留意すること。
- 6 実施計画や今後の事業展開において、緊急性や重要性を踏まえた優先順位にも留意のうえ、分野目標の実現に資する具体的な取組みを検討すること。

総 論

- 1 総論全体について、以下の観点から、計画の目的や位置づけが市民により明確に伝わるよう工夫すること。
 - (1) 現行の基本計画や個別部門計画との関係性を明確にすること。
 - (2) SDGsの理念を総論の冒頭に記載するとともに、各施策との関連を明らかにするなど、本計画における位置づけをより明確にすること。
- 2 千葉市の概況について、以下の観点から、より「千葉市ならではの」計画になるよう工夫すること。
 - (1) 千葉市の特徴や特性に関する記述を充実すること。
 - (2) 千葉市のあゆみに関する記述を充実すること。
 - (3) 東京圏あるいは県内における千葉市の位置づけを明確にすること。

3 重要な社会変化について、以下の観点から、市民と課題認識を共有できるよう工夫すること。

- (1) 転出者の抑制及び転入者や交流人口の増加などにより、人口の維持・増加に関する視点を追加すること。
- (2) 人口や地域活力の維持の観点から、外国人市民に関する記述を充実すること。
- (3) 2050年脱炭素社会の実現に向けた市の姿勢を明確にすること。

4 まちづくりの基本方針について、以下の観点から、年齢・性別・国籍・障害の有無などに関わらず、「みんな」でまちづくりを進める計画となるよう工夫すること。

- (1) 「みんなでめざす未来の千葉市」について、計画全体を通じて、市民をはじめとした多様な主体と共有できるよう、記述を工夫すること。
- (2) 地域・社会を支える担い手の育成など、教育・学習の視点を追加すること。
- (3) 多様性を活かしたインクルーシブなまちづくりの実現に向け、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築・強化の視点を追加すること。
- (4) 戦略的視点について、以下の点に留意し、記述を検討すること。
 - ア 戦略的視点（2）について、時間や空間のゆとりにより、心身及び社会的に健康な市民生活が生み出されることに言及すること。
 - イ 戦略的視点（3）について、市民一人ひとりが個性を活かし輝くことの重要性を強調するとともに、市民の主体的なまちづくりへの参加や、市民と市とのパートナーシップの向上について言及すること。
 - ウ 戦略的視点（4）について、「挑戦都市」としてふさわしい記述とすること。
- (5) 目指すべき都市構造について、以下の点に留意し、記述を検討すること。
 - ア 千葉市型コンパクト・プラス・ネットワークの構築にあたり、先端の情報通信技術の活用に関する記述を充実すること。
 - イ 「みどり」について、山林と田園の特性や維持管理・保全の取組みが異なることを踏まえ、記述を工夫すること。
 - ウ 持続可能なまちづくりを進めることを記述すること。
- (6) 目指すべき区の姿について、以下の点に留意し、記述を検討すること。
 - ア 各区の特色や魅力に関する記述を充実すること。
 - イ 区の課題や特色に応じた取組みの方向性に関する記述を充実すること。
 - ウ 区域を越えた交流など、区間の繋がりに関する記述を検討すること。
- (7) まちづくりを進める力について、市民参加の視点に関する記述を充実すること。
また、読み手が、自身も「多様な主体」の一人であることが伝わるよう、記述を工夫すること。
- (8) 県市間の連携強化に加え、国との関係性に関する視点を記述すること。

5 計画の推進について、以下の観点から、将来の変化にも対応できる計画となるよう工夫すること。

(1) 地域情報の可視化や市民意見の分析など、具体的なデータに基づき、施策を企画・立案して計画を推進するとともに、計画の進捗管理及び効果検証を行うこと。

(2) 将来を見通すことが困難になっていることを踏まえ、中長期的な視点とともに、変化に応じた柔軟な対応に関する視点を記述すること。

(3) 計画の推進に必要な予算が確保できるよう、健全な財政運営に留意すること。

(4) 市民と計画を共有できるよう、以下の観点到留意すること。

ア 計画書の作成にあたっては、幅広い世代の市民が親しみを持ち、理解しやすいものとするため、デザインや動画の作成など、周知・啓発の仕方を工夫すること。

イ 市の取組みが市民に分かりやすく伝わるよう効果的な周知方法を検討すること。

まちづくりの総合8分野

1 各分野に共通する内容について

(1) テクノロジーの進展を的確に把握し、施策の実現に向けて積極的に活用していくこと。

(2) 多様な主体が集まり、交流できる場に関する視点を記述すること。

(3) 複数の分野に関連する内容について、再掲を含め整合性に留意すること。

(4) 主な取組みについては、具体的に例示するなど、市民がイメージできるよう留意すること。

2 分野1「環境・自然」について

(1) 政策1「脱炭素化を推進し、持続可能な社会を創る」について

ア 施策1「気候変動への対応」について

(ア) 施策の名称について、目的や主な取組み、他の施策とのバランスを踏まえ、より適切な名称を検討すること。

(イ) 脱炭素社会の実現に向けた市民や企業の意識醸成や投資の促進に関する記述を追加すること。

イ 施策2「自然環境・生活環境の保全」について

(ア) 千葉市の重要な緑空間の一つである里山の保全に関する記述を追加すること。

ウ 施策3「環境負荷に配慮したごみの削減と適正処理」について

(ア) 食品ロスの削減など、ごみを発生させない視点から記述を充実すること。

(2) 政策2「身近な緑と水辺を感じ、愛着を持てる環境を創る」について

ア 緑と水辺の持つ多面的な機能を活用する観点から、記述を充実すること。

イ 施策3「水辺環境の保全と活用」について

(ア) 浜辺とともに、千葉市の重要な水辺環境である海辺の保全に関する記述を追加すること。

3 分野2「安全・安心」について

(1) 全般事項について

ア レジリエンスや減災の視点から、災害に強いまちづくりに関する記述を充実すること。

(2) 政策1「災害に強いまちの基盤を整備する」について

ア 施策1、施策2の名称について、目的や対象となる災害の種類等に応じ、より適切な名称を検討すること。

イ 施策1「土砂災害・浸水対策」について

(ア) 風水害の甚大化を踏まえ、流域治水の推進に関する記述を追加すること。

(3) 政策2「自助・共助・公助による防災力を高める」について

ア 災害時における行政と市民等の役割分担の視点から、政策の名称や施策の記載順序を含め、記述の見直しを検討すること。

イ 市民の多様性を踏まえ、ニーズに応じた防災力の向上に関する記述を充実すること。

ウ 施策2「災害対応体制の強化」について

(ア) 災害時における経済活動の継続の視点から、企業の事業継続計画に関する記述を追加すること。

(イ) 災害時における被災者等のニーズに応じた情報収集及び情報発信に関する記述を追加すること。

(4) 政策4「安全・安心な市民生活を守る」について

ア 施策1「防犯対策の推進」について

(ア) 犯罪防止の視点から、DV・児童虐待などの防止や人権教育の推進に関する記述を追加すること。

(イ) 交通事故防止の視点から、通学路等の安全対策や交通安全教育の推進に関する記述を追加すること。

4 分野3「健康・福祉」について

(1) 全般事項について

ア 誰もが健康で活躍できる社会は、身体的、精神的、社会的に満たされた状態（well-being）の実現に資するという視点を記述すること。

(2) 政策1「健やかに暮らせる社会を創る」について

ア 施策2「医療提供体制の充実」について

(ア) かかりつけ医とともに、かかりつけ歯科医やかかりつけ薬局などの普及・啓発に関する記述を追加すること。

イ 施策3「安全・安心な生活衛生環境の整備」について

(ア) 新型コロナウイルス等の感染症リスクの増大を踏まえ、新たな感染症対策に関する記述を追加すること。

(イ) 今後の更なる高齢化を踏まえ、墓地・斎園環境の整備に関する記述を充実すること。

(3) 政策2「高齢者がいきいきと活躍できる社会を創る」について

ア 施策1「生きがいつくりと社会参加の促進」について

(ア) 高齢者が培ってきた経験やノウハウを発揮する機会や場に関する記述を追加すること。

(イ) 高齢者の生きがいつくりの観点から、学習機会の提供に関する記述を追加すること。

イ 施策2「地域で安心して暮らせる環境の整備」について

(ア) 今後の更なる高齢化を踏まえ、終末期医療ケアに関する記述を追加すること。

(4) 政策3「障害のある人もない人も、自分らしく生活できる共生社会を創る」について

ア 施策1「障害のある方への理解促進と社会参加の促進」について

(ア) 障害の特性に関する理解など、障害のある方への一層の理解促進に関する記述を充実すること。

イ 施策3「障害のある子どもとその家族への支援の充実」について

(ア) 障害のある子どもへの切れ目ない支援に関する記述を追加すること。

5 分野4「子ども・教育」について

(1) 政策1「子どもを産み・育てやすい環境を創る」について

ア 施策1「妊娠から子育て期までの支援の充実」について

(ア) 不妊症や不育症などに対する支援や啓発について記述を追加すること。

イ 施策2「子育てしやすい保育環境の充実」について

(ア) 民間保育園・認定こども園だけでなく、公立保育所も含めた保育需要への対応に関する記述を追加すること。

(2) 政策2「自ら未来を切り拓いていくことができる子どもを育成する」について

ア 子どもの個性や自由な発想を養い、発揮する視点を記述すること。

イ 施策1「未来につながる学びの充実」について

(ア) 市の地域資源などを活用した教育に関する記述を追加すること。

(イ) 子どもが多様性を身近に感じられる機会の創出など、インクルーシブ教育に関する記述を充実すること。

ウ 施策2「学びを支える教育環境の充実」について

(ア) 「地域とともにある学校」の実現に向け、地域と学校の連携に関する記述を充実すること。

(イ) 質の高い教職員の育成に関する記述を充実すること。

(ウ) 教職員の働き方の見直しに関する記述を追加すること。

エ 施策5「子ども・若者が社会で考え、行動する力の育成」について

(ア) 子どもの地域課題への意識の喚起や地域活動への参画に関する記述を追加すること。

6 分野5「地域社会」について

(1) 政策1「誰もが個性を活かして活躍できる環境を創る」について

ア 多様性を活かしたインクルーシブな社会の実現に向け、性別役割分担意識が固定化されることのないよう、施策の構成や記述内容を見直すこと。

イ 施策3「多文化共生社会の実現」について

(ア) 海外都市との協力・連携に関する記述を追加すること。

(イ) 複数の国や地域に共通する課題を理解し対応を図る、グローバルな視点に関する記述を追加すること。

(2) 政策2「多様な主体の連携によるまちづくりを進める」について

ア 市民が主体的にまちづくりに関わるきっかけとなる取組みに関する記述を追加すること。

イ 施策1「持続可能な市民主体のまちづくりの推進」について

(ア) 地域の重要な担い手である町内自治会の活性化に関する記述を追加すること。

7 分野6「文化・スポーツ」について

(1) 政策1「文化・芸術が生まれ、広がる環境を創る」について

ア 文化・芸術に触れ、親しむことにより、想像力が豊かになる視点を追加すること。

イ 地域の活性化に向け、文化・芸術をまちづくりの幅広い分野で活用することに関する記述を充実すること。

ウ 施策1「文化・芸術活動の創出と支援」について

(ア) 教育分野における文化・芸術に触れる機会に関する記述を追加すること。

(2) 政策2「スポーツに親しむ環境を創る」について

ア 施策2「スポーツを核とした地域の活性化」について

(ア) プロスポーツに日常的に親しむことができる環境の創出に関する記述を追加すること。

8 分野7「都市・交通」について

(1) 全般事項について

ア 市の拠点となる3都心の連携強化に関する記述を充実すること。

(2) 政策1「持続可能で魅力あるまちづくりを進める」について

ア 人口減少社会を迎える中でも、持続可能なまちづくりを推進する視点から、土地利用の誘導やコンパクトなまちづくりに関する記述を充実すること。

イ 施策1「都市デザインによる美しく心地よいまちづくりの推進」について

(ア) 「千葉ならではの美しく心地よい都市」の具体的イメージを市民と共有できるよう記述を充実すること。

(イ) 空き家対策だけでなく、空き地対策に関する記述を追加すること。

ウ 施策2「3都心などの魅力向上」について

(ア) 都市空間の再構築などの取組みが、3都心に限定した記述とならないよう留意すること。

(イ) 蘇我副都心に関する記述を充実すること。

(3) 政策2「都市の力を底上げするネットワークの整備」について

ア 施策2「道路ネットワークの形成」について

(ア) 渋滞対策など、市民生活の向上に資する記述を追加すること。

(イ) モビリティを活かしたまちづくりに関する記述を充実すること。

イ 施策3「安全・安心な移動環境の整備」について

(ア) 交通事故防止の観点から、移動環境の整備に関する記述を追加すること。

(4) 政策3「暮らしを支える基盤の充実」について

ア 施策1「住宅・住環境の充実」について

(ア) 子育て世帯や高齢者、住宅要配慮者など、多様なニーズに対応する記述を追加すること。

イ 施策2「持続可能な上下水道事業の推進」について

(ア) 災害時など緊急時における水の安定供給に関する視点を記述すること。

(5) 政策4「テクノロジーの進展を力に発展する」について

ア 施策2「新しい技術・仕組みの社会実装の加速化」について

(ア) テクノロジーの進展を踏まえた新しい技術の社会実装に関する記述を充実すること。

9 分野8「地域経済」について

(1) 全般事項について

ア 圏域における役割だけでなく、千葉県の県庁所在地であり、県内唯一の政令指定都市であることや、東京圏における主要都市であることを踏まえた千葉市の役割に関する記述を追加すること。

(2) 政策1「地域の産業を支え・育てる」について

ア 施策1「地域経済の新たな担い手の創出」について

(ア) 市内における産業用地の状況を踏まえ、産業用地の確保や民有地を含めた用地活用に関する記述を充実すること。

イ 施策2「企業の生産性向上による持続可能な地域経済の確立」について

(ア) 企業の継続的な発展を支援する視点から、施策名称も含め記述を検討すること。

(イ) SDGsやデジタルイノベーションへの対応など、市内企業の実情を踏まえた支援に関する記述を追加すること。

ウ 施策3「雇用の確保・拡大と人材育成の強化」について

(ア) 年齢・性別・国籍・障害の有無などに関わらず、全ての人材が活躍できる環境に関する記述を充実すること。

(イ) コロナ禍において生じた雇用への影響を踏まえ、学生への就労支援に関する記述を充実すること。

(3) 政策2「観光の振興とMICEの推進によりまちの魅力を高める」について

ア 施策2「MICEの推進」について

(ア) 市民との協働を進めるため、普及・啓発や理解促進に関する記述を追加すること。

(4) 政策3「農林業の持続的な発展を支える」について

ア 施策3「農と森林が持つ多面的機能の保全と活用」について

(ア) 教育分野など他分野との連携に関する記述を追加すること。

まちづくりの総合8分野とSDGsの関連

分野	分類	政策	政策名	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
1	環境・自然	政策1	脱炭素化などの地球環境保全を進め、持続可能な社会を創る		●	●	●		●
		政策2	緑と水辺を身近に感じ、愛着の持てる環境を創る				●		●
2	安全・安心	政策1	災害に強いまちの基盤を整備する						
		政策2	多様な主体の連携による防災力を高める						
		政策3	消防・救急体制を充実・強化する						
		政策4	安全・安心な市民生活を守る			●	●	●	
3	健康・福祉	政策1	健やかに暮らせる社会を創る		●	●			●
		政策2	高齢者がいきいきと活躍できる社会を創る			●	●		
		政策3	障害のある人もない人も、自分らしく生活できる共生社会を創る			●	●		
		政策4	住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をつくる	●					
4	子ども・教育	政策1	子どもを産み・育てやすい環境を創る	●	●	●	●	●	
		政策2	自ら未来を切り拓いていくことができる子どもを育成する	●			●	●	
5	地域社会	政策1	誰もが個性を活かし活躍できる環境を創る				●	●	
		政策2	多様な主体の連携によるまちづくりを進める				●		
6	文化芸術・スポーツ	政策1	文化芸術が生まれ、広がる環境を創る				●		
		政策2	スポーツに親しむ環境を創る				●		
7	都市・交通	政策1	持続可能で魅力あるまちづくりを進める						
		政策2	都市の力を底上げするネットワークを整備する			●			
		政策3	まちの発展にテクノロジーを活かす				●		
		政策4	暮らしを支える基盤を創る	●					●
8	地域経済	政策1	地域の産業を支え・育てる				●		
		政策2	観光の振興とMICEの推進によりまちの魅力を高める						
		政策3	農林業の持続的な発展を支える		●				●

7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを 守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
●	●	●		●	●	●	●	●		●
	●			●	●	●	●	●		●
		●		●		●				●
				●		●			●	●
				●		●				●
				●	●				●	●
			●							●
	●		●						●	●
	●		●						●	●
			●	●					●	●
			●						●	●
	●		●						●	●
	●		●						●	●
									●	●
	●			●						●
			●							●
		●		●						●
●		●		●						●
●	●	●		●						●
●				●			●			●
	●	●								●
	●	●								●
	●				●			●		●

千葉市基本計画

令和5年(2023年)3月

編集・発行

千葉市総合政策局総合政策部政策企画課

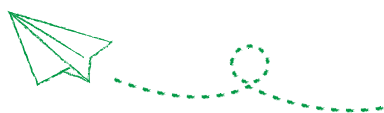
〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

電話番号 043-245-5046

FAX 043-245-5534

メールアドレス kikaku.POC@city.chiba.lg.jp

制作協力・印刷 凸版印刷株式会社



千葉市基本計画

千葉市総合政策局総合政策部政策企画課
〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号
電話番号 043-245-5046
FAX 043-245-5534
メールアドレス kikaku.POC@city.chiba.lg.jp



計画の詳細は、
市ホームページで
紹介しています。



🔍 千葉市基本計画

検索